

**【表紙】**

**【提出書類】** 内部統制報告書

**【根拠条文】** 金融商品取引法第24条の4の4第1項

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成21年6月26日

**【会社名】** 株式会社栃木銀行

**【英訳名】** THE TOCHIGI BANK,LTD.

**【代表者の役職氏名】** 取締役頭取 菊池康雄

**【最高財務責任者の役職氏名】**

**【本店の所在の場所】** 栃木県宇都宮市西2丁目1番18号

**【縦覧に供する場所】** 株式会社栃木銀行東京支店  
(東京都台東区駒形1丁目3番16号駒形プラザビル7階)

株式会社栃木銀行大宮支店  
(埼玉県さいたま市大宮区上小町482番1号)

株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注) 東京支店は金融商品取引法の規定による縦覧場所ではありませんが、投資者の便宜のため縦覧に供するものであります。

## 1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

- (1) 当行取締役頭取菊池康雄は、金融商品取引法に基づく、当行及び連結子会社(以下「当行グループ」という。)の財務報告に係る内部統制の整備・運用に責任を有しています。
- (2) 当行グループの財務報告に係る内部統制の整備・運用は、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準」(企業会計審議会)及び「財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について(意見書)」(企業会計審議会)に準拠しました。
- (3) 「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準」 . 内部統制の基本的枠組み 3 . 内部統制の限界 に記載のとおり、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

## 2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

- (1) 財務報告に係る内部統制の評価が行われた基準日  
平成21年3月31日
- (2) 財務報告に係る内部統制の評価に当たり準拠した基準  
一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制評価の基準である「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準」及び「財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について(意見書)」(企業会計審議会)に準拠しました。
- (3) 財務報告に係る内部統制の評価手続の概要  
内部統制の評価に当たり、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制(以下「全社的な内部統制」という。)の評価を行った上で、その結果を踏まえて、業務プロセスに組み込まれ一体となって遂行される内部統制(以下「業務プロセスに係る内部統制」という。)を評価しました。  
全社的な内部統制の評価  
評価対象となる内部統制全体を適切に理解及び分析した上で、必要に応じて関係者への質問や記録の検証等の手続を行いました。  
業務プロセスに係る内部統制の評価  
ア、業務プロセスにおける取引の流れを把握し、取引の発生から集計、記帳といった会計処理の過程を理解しました。  
イ、業務プロセスにおいて、不正または誤謬により、虚偽記載が発生するリスクと、そのリスクを低減する内部統制を識別しました。なお、このリスクを識別するに当たっては、当該不正または誤謬が発生した場合に、実在性、網羅性、権利と義務の帰属、評価の妥当性、期間配分の適切性、表示の妥当性といった適切な財務諸表を作成するための要件のうち、どの要件に影響を及ぼすかについても理解しております。  
ウ、イ、で識別した個々の重要な勘定科目に関係する個々の統制上の要点が適切に整備され、適切な財務諸表を作成するための要件を確保する合理的な保証を提供できているかについて、関連文書の閲覧、従業員等への質問、観察等を通じて判断しております。この際、内部統制が規程や方針に従って運用された場合に、財務報告の重要な事項に虚偽記載が発生するリスクを十分に低減できるものとなっているかにより、当該内部統制の整備状況の有効性を評価しております。

エ、業務プロセスに係る内部統制が適切に運用されているかを判断するため、関連文書の閲覧、当該内部統制に係る適切な担当者への質問、業務の観察、内部統制の実施記録の検証、各現場における内部統制の運用状況に関する自己点検の状況の検討等により、業務プロセスに係る内部統制の運用状況を確認しております。また、識別された内部統制が勘定系システム等ITを活用したものである場合には、そのITの統制を合わせて評価しております。

#### (4) 財務報告に係る内部統制の評価範囲

##### 全社的な内部統制

全社的な内部統制は、当行グループすべての事業拠点を対象として、評価しております。

##### 決算・財務報告に係る業務プロセス

経理部門が担当する決算・財務報告に係る業務プロセスのうち、全社的な観点で評価することが適切と考えられるものについては、全社的な内部統制の評価範囲に合わせて評価しております。

##### 上記以外の業務プロセス

業務プロセスについては、財務報告に対する金額的及び質的影響の重要性を考慮し、連結ベースの経常収益を指標に、その概ね2 / 3程度の割合に達している事業拠点を選定し、重要な事業拠点における、当行の事業目的に大きく関わる勘定科目として預金、貸出金及び有価証券に至る業務プロセスを評価しております。この他、ア、リスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセス、イ、見積りや経営者による予測を伴う勘定科目に係る業務プロセス、ウ、非定型・不規則な取引など虚偽記載が発生するリスクが高いものとして、特に留意すべき業務プロセス、についても評価しております。

### 3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、評価基準日時点における、当行グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたします。

### 4 【付記事項】

該当事項はありません。

### 5 【特記事項】

該当事項はありません。